

2024年12月19日
オープンアクセスリポジトリ推進協会

著作権ポリシー策定・公開ガイドライン

はじめに: 2025年度以降の学術情報流通の大きな変化について

2023年5月のG7仙台科学技術大臣会合・G7広島サミットを経て、内閣府より「統合イノベーション戦略2023」が公表されました。公的資金を受けた学術論文等の即時オープンアクセス（以下、即時OA）化の実現を推進していく旨の記載があり、そのための具体的政策として「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（2024年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）が発表されました。当該文書において、2025年度から新たに公募する科研費等の競争的研究費を受給する者に対し、学術論文及び根拠データが査読制度のある学術雑誌へ掲載された場合、即時に機関リポジトリ等に掲載することを義務付けることが記載されております。

現在、多くの学協会様におかれましては、学術論文の刊行時に学協会様に著作権が譲渡されるといった旨の契約を論文投稿者と結ばれており、出版物の利用にかかる要望については個別に対応されていることと存じます。しかし2025年度以降、機関リポジトリ等に学術論文・根拠データを登録することが義務化されることで、学協会様に投稿した学術論文・根拠データの著作権に関する問い合わせが集中することが予想されます。

オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）は、学術情報のオープンアクセスを推進するため、2016年7月の発足以降、学協会著作権ポリシーデータベース（SCPJ）¹の運営等、学術情報流通基盤の整備に取り組んでまいりました。これから日本全体で円滑な即時OA化を実現していくためには、各学協会様の著作権ポリシーの策定・公開を通して研究者及び機関リポジトリ担当者が正確なポリシー情報を参照できることが望ましいと考えられることから、本ガイドラインを作成しました。

¹ オープンアクセスリポジトリ推進協会 学協会著作権ポリシーデータベース（SCPJ）

<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/records/216>

1. 著作権ポリシーの概要

著作権ポリシーとは、学協会様が刊行する学術コンテンツ（学術論文・根拠データ等）について、その考え方や対応方針を利用者に理解してもらうために定める規定です。

学術コンテンツに対する著作権の国際的な議論は、寡占市場にある国外の学術情報流通環境において雑誌購読料・論文投稿料の高騰化が常態化しており、それに伴い整備されたという経緯があります。その議論の過程で生まれた著作権ポリシーは現在、多くの国外出版社で公開されており、著作権ポリシーに基づいた OA 化が国内外で推進されています。本国でも世界全体の流れを踏襲し、公的研究費によって行われた研究の即時 OA 義務化方針を内閣府が発表するに至りました。

大学図書館等各機関で機関リポジトリによる OA 化を推進する担当者は、著作権ポリシーを参照して学術コンテンツの掲載を進めておりますので、学協会様が著作権ポリシーを整備・公開することは研究者および機関リポジトリ担当者からの問い合わせ事務の省力化に繋がります、即時 OA 義務化に対応することができます。

投稿規程にセルフアーカイブの際の取り扱いを記載することと併せて、著作権ポリシーを策定することを何卒ご検討ください。

2. 著作権ポリシーの雛型例

学協会様に著作権ポリシーを策定していただくに当たり、著作権の帰属先が学協会様／著者個人になる場合それぞれの雛型を別紙にてご用意しました。運営方針等に照らし合わせ、ご自由にご調整ください。著作権ポリシー策定後は、学協会様の Web サイト上に掲載いただくことを推奨します。

なお、本雛型は日高 真子. 国内学術雑誌における著作権の取り扱い調査 著作権規定のひな型と『情報管理』誌におけるケーススタディ. 情報管理. 2010, vol. 53, no. 1, p. 19-28. より、許諾を得て内容を一部改変しております。

また、ガイドライン策定にあたり、応用物理学会様の著作権取扱規程²も参照させていただきました。

以下、調整例についてそれぞれ例示いたします。

2.1. 出版後、無条件で即時のリポジトリ登録を認める場合

リポジトリ登録を認める条文の箇所は、第 5 条 3 項（著作権が著作者に帰属する場合第 6 条 3 項）になります。「本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものと

² 応用物理学会著作権取扱規程 https://www.jsap.or.jp/about_jsap/copyrightpolicy

する」と記載しており、こちらが著者個人／所属機関のウェブサイトと機関リポジトリでの公開を認める文言となり、即時 OA 化に対応することができます。

2.2. リポジトリ登録にあたり条件を定める場合

別添資料「著作権ポリシーの雛型」第 5 条 3 項を修正、あるいは第 5 条 2, 3 項（第 6 条 2, 3 項）を削除の後に以下の条文を追加することで、リポジトリ登録のための掲載条件を定めることができます。

（機関リポジトリ等による公開）

第 6 条 下記の条件を満たしている場合に、第 5 条の規定にかかわらず、本学会の許諾を得ることなく雑誌『〇〇』掲載論文・論文根拠データの機関リポジトリ等での公開を認める。

- ① ……
- ② ……
- ③ ……

2.2.1. 即時 OA 義務化の対象となる研究成果のみ公開を認める場合

2025 年度以降、科学研究費助成事業を始めとする公的資金を用いた競争的研究費制度の公募要領に「学術論文及び根拠データを査読制度のある学術雑誌に発表した場合、即時に機関リポジトリ等への情報基盤への掲載を義務付ける」旨の記載が追加されることが予想されます。公募要領を遵守できない場合、次年度以降の研究費の採否に関わるため、即時 OA 化が許容される学術雑誌を研究発表の場として選択していかざるを得ない状況となる可能性も考えられます。

そのため、雛形として挙げた例のような、学術雑誌の全ての論文を即時 OA 化することに対してはビジネスモデル上の課題がある場合にも、先述の**公的研究費制度に該当する論文及び根拠データに限定した上で機関リポジトリ上での公開を認めることが推奨**されます。

この場合は、2.2. で示した雛型に以下の条文を追加してください。

- ① 公的資金を用いた競争的研究費制度の研究成果であり、助成制度の公募要領に「学術論文及び根拠データを査読制度のある学術雑誌に発表した場合、即時に機関リポジトリ等への情報基盤への掲載を義務付ける」旨の記載があること。

2.2.2. 校正・編集後の原稿は雑誌上で公開し、校正直前の原稿のみ公開を認める場合

国外の商業出版社が公開している著作権ポリシーにおいて、雑誌編集者による校正・編集作業の伴わない、査読を通過した時点で論文著者が投稿した状態の論文原稿である「著者最終稿」を公開することを条件としている場合があります。雑誌編集者の組版作業、校正作業が論文の可読性に貢献しているためです。

そのため、今回の内閣府からの要請においても、同様の条件を設定することが認められております。

この場合は、2.2.で示した雛型に以下の条文を追加してください。

- ① 著者最終稿（本学協会へ投稿し、査読を通過した時点の原稿）を利用すること。

2.2.3. プレプリントの投稿を認めない場合

多くの国際的学術誌、学術分野において、アイデアを迅速に共有、他の研究者からのフィードバックを得ることを目的として、査読を受け掲載される以前の状態の論文を「プレプリント」として arXiv、Jxiv 等のプレプリントサーバへと投稿することが認められております。プレプリントを投稿するという研究者の動きは、新型コロナウイルス研究の成果発表にあたり広く一般化しました。

そのため別添雛形においてもプレプリントサーバへの投稿を認める内容としておりますが、投稿を認めることにビジネスモデル上の課題がある場合には、雛形から以下の文言を削除・修正してください。

- 第5条3項「著作物の発表事前・事後に関わらず」削除
第6条「プレプリントを除く」→「プレプリントを含む」

2.2.4. その他、推奨する条件について

研究成果の円滑な利活用を促進するため、以下の条文を追加することが推奨されます。

- ① 論文掲載情報（雑誌名、巻、号）を表示すること。
- ② 当該論文の DOI を表示すること。
- ③ 著作権が学会に帰属する論文の場合、「© ○○学会」と明示すること。